

令和7年度東京都立砂川高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの生徒でも起こり得るという認識をもち、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る手段を講じる。また、生命が失われるようなことは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とした対策のため、保護者、地域及び関係機関と連携して、組織的に取り組むことが必要である。

- (1) 一人一人の生徒が安心して学べる学校環境を創造することを基本とする。そのため、ルールや身だしなみなどの規範意識の醸成と人命の尊厳など道德教育に基づいた人権教育を全教職員が意識し、全校体制で組織的かつ厳格に指導を行う。また、相手の立場に立って考えられる人の育成を目指す。
- (2) 「いじめは絶対に許されない。」という意識を醸成し、いじめのない学校を目指し、学校一丸となっていじめ防止に努める。
- (3) 「暴力行為、またはそれに準ずる行為、いじめ行為」を強く禁じている。万が一、いじめ行為が発覚した場合、いじめを行った生徒に対しては、厳しい指導で臨む。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、いじめ防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。そのため、「生徒のサインを見のがさない。」「日頃から情報共有を図る。」「生徒や保護者の声をしっかりと受容し、聴き取る。」ことを心がける。
- (2) 学校の教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、解決を図るための責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

- (1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

平成25年法律71号「いじめ防止対策推進法」及び平成26年東京都条例103号「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処）の対策を行うため、生徒指導体制作り、校内研修等に向けて学校の中核をなす組織を構成する。

イ 委員構成・所掌事項

- ① 構成員は、校長、副校長、経営企画室長、生徒指導主任、保健相談部主任、各年次主任、養護教諭とする。校長を委員長とする。
- ② 6月に第1回目を開催する。学校サポートチームとして外部委員の選任を行い、学校いじめ対策委員会の設置理由及び調査等によりいじめの可能性のある事案が報告された場合、その判断等のために委員会が開催されることを確認する。
- ③ 校内における対応は、学校いじめ対策委員会の方針を受け、生徒指導部と保健相談部が中心になって行う。

- (2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会のみではなく、外部委員との連携を図り、速やかに、そして適切に対応するために設置する。

イ 委員構成・所掌事項

- ① 構成員は、副校長、経営企画室長、生徒指導部主任、立川警察署スクールサポーター1名、立川児童相談所担当者1名、地域の民生委員1名とする。

- ② 学校サポートチームは、7月に会合を開き、外部委員の委嘱及び外部機関との連携を図り、学校いじめ対策委員会においていじめと判断された事案が発生した場合、速やかに招集され対応することについて確認する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 教育活動を通じて、充実した道徳教育・人権教育を行い、生徒に生命尊重、思いやりの心を育む。また、地域の協力を得た奉仕・体験活動等の推進により、豊かな情操と社会性を培う。
- イ 生徒全員に自己理解・他者理解を深める働きかけを行うことで、コミュニケーション能力を高めるとともに、他者の人格・人権を尊重する心と態度を養う。
- ウ 情報モラルなどの規範意識を育成する指導の徹底を図り。インターネット上のいじめ行為についても生徒に認識させる。
- エ いじめ行為を含む暴力行為を強く禁じる学校方針を日常的に生徒に周知し、教職員にいつでも安心して相談できる信頼関係を構築する。
- オ 家庭、関係諸機関等と積極的に連携し、自他の生命を慈しみ、健康と安全を自ら確保する態度を育成する。また、保護者会を通して、保護者への啓発活動を展開する。
- カ いじめに関する教職員研修を実施し、全教職員がいじめ防止に向け共通認識をもつ。

(2) 早期発見のための取組

- ア 全教職員による日常的な生徒観察を行い、生徒の様子の変化に気づいた場合には、積極的にかかわり、丁寧に話を聞き状況の把握に努める。
- イ 日常の生活指導・巡回指導の実施により、いじめの兆候を察知するように努める。
- ウ 担任による定期的な個人面談を活用して、情報の収集に努める。
- エ 連続3日以上欠席している生徒の状況について、担任が家庭と連絡をとり情報の収集をする。
- オ 新入生に対し、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、相談しやすい環境をつくる。
- カ スクールカウンセラー、ユース・ソーシャル・ワーカー、臨床心理士と情報を共有する。
- キ いじめの可能性のある相談については、聴取等を含め慎重に対応する。
- ク いじめ等の相談窓口が生徒指導部・保健相談部であること、スクールカウンセラー、ユース・ソーシャル・ワーカー、臨床心理士もその対応をすることを生徒及び保護者に周知する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめをはじめ生徒の様々な問題について、生徒指導部・保健相談部が相談窓口となる。
- イ 得た情報については事実関係を正しく把握し、生徒指導部・保健相談部に報告する。生徒指導部・保健相談部は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。
- ウ 学校いじめ対策委員会は事実を全教職員に報告して、共通理解を深めた上で指導を行う。
- エ いじめを受けた生徒については、人権保護と心のケアを軸とし、学校生活上の安心確保に向け丁寧に支援する。
- オ いじめを行った生徒については、いじめの背景にあるその生徒の課題を分析した上で、再発を防止すべく、厳正にかつ細やかな指導を行う。
- カ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者に情報を正しく説明するとともに、連携・共働しながら問題解決に向けた指導を行う。
- キ いじめに関わった生徒（周りで見ていた生徒も含む）への指導も行い、自らの行為を振り返り、いじめを自らの問題として深くみつめさせ、いじめの起こらない集団づくりを目指す。
- ク 配慮が必要な生徒の指導やいじめを伝えた生徒の安全対策については、スクールカウンセラー、ユース・ソーシャル・ワーカー、臨床心理士や外部専門機関の下、慎重に対応していく。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の判断

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。

具体例として、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合をいう。

- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。

ここでいう「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手することが必要である。

- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして判断し、速やかに調査にあたる。

イ 重大事態の調査

重大事態に対処し、重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに学校いじめ対策委員会を招集し、質問票の使用やその他の適切な方法により、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① この規定による調査を行ったときは、当該調査に関わるいじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に関わる重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- ② 調査及び情報の提供について、必要に応じて東京都教育委員会の支援を受ける。

ウ 重大事態への対処

- ① いじめに関わる重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）が生じた場合は、速やかに東京都教育委員会へ報告、連携し、事態に対処する。文部科学省「重大事態対応フローチャート」に基づき、学校いじめ対策委員会が中心となり、全教職員で解決に向けて取り組んでいく。
- ② スクールサポーターや児童相談所の所員や民生委員等、外部委員の効果的な活用をする。

5 教職員研修計画

- (1) 年間2回（7月、12月）いじめ防止に関する教員対象の校内研修を実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会が中心となり年間の研修計画を作成し、校内研修の運営を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめ防止基本方針を学校ホームページに公開する。
- (2) 保護者会をとおしていじめ防止について啓発活動を展開する。
- (3) いじめを行った生徒及び保護者といじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。また、連携・協力しながら問題解決に向かう。その際、細心の注意を払う。
- (4) 双方の保護者に対して、スクールカウンセラーの面談を勧めケアをするとともに、問題の解決への支援をする。
- (5) スクールカウンセラーやユース・ソーシャル・ワーカーが学校配置されていることを生徒や保護者に周知するとともに、積極的に面接等を行い支援や援助を推進する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) スクールサポーターには、学校が加害生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催、加害生徒への注意・説諭の協力を要請する。
- (2) 児童相談所所員には、性格行動相談や不登校相談、適性相談、しつけ相談等の協力を要請する。
- (3) 民生委員には、加害生徒及び被害生徒の状況に応じた個別対応等を要請する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにおいて取り組みに関する評価を行い、結果を検証する。
- (2) 本基本方針についても検証を行い、実態に即した適切な改訂を行うこととする。